

第64回

人権週間

12月4日～12月10日

みんなで築こう 人権の世紀

1948年(昭和23年)12月10日に国連で、「世界人権宣言」が採択されたのを記念して、毎年12月10日を「人権デー」とし、日本では12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定めています。期間中、全国各地で、シンポジウム、講演会、映画会などを開催しています。

みなさん、「思いやりの心」「かけがえのない命」について、そして、私たちの周りにあるいろいろな人権について、もう一度考えてみませんか。



考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心

●問合せ先 人権・同和対策課 人権・同和対策係 72-2111内線432

12月3日から12月9日は、障害者週間です

「障害者週間」は、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、定められています。

障害者虐待防止法が10月1日より施行されました

「障害者虐待防止法」とは？

正式には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」です。障害者および障害児の自立や社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要です。虐待を受けた障害者等の早期発見ならびに保護等や、虐待の加害者でもある養護者の支援を行い、障害者等の権利利益を擁護することが目的です。

虐待を防止するために

障害者虐待において重要なことは、未然に防ぐことです。そのため、市では、障害者虐待に関する広報・啓発活動を行っています。また、虐待の事実があった場合、虐待の早期発見につながるよう関係者・関係機関からの通報を受ける体制整備に努めています。

3つの障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待がおこる場所や誰が虐待するかにより3つの種類に分けています。

①養護者による障害者虐待

身辺の世話や金銭管理を行っている障害者の家族、親族、同居人等による虐待です。

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設」や「障害福祉サービス事業」などの業務に従事する者による虐待です。

③使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主や経営担当者などによる虐待です。

障害者虐待の例 ～障害者虐待として次のようなものがあります～

①身体的虐待	暴力、体罰により身体に傷、あざ、痛みを与える行為や身体を縛る、過剰な投棄などの身体抑制行為
②性的虐待	性的な行為やその強要(表面上同意しているようにみせかけることを含む)
③心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどにより精神的苦痛を与える行為
④放棄・放任	食事や排せつ、入浴、洗濯などの身辺の世話・介護などをせず、障害者の心身を悪化させること
⑤経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだまして)財産や年金、賃金などを使用、運用すること。また、本人に理由なく金銭を与えないこと

10月1日より障害者虐待専用電話を設置しています。障害者虐待に関する通報、相談は下記までお電話ください。

●問合せ先 福祉課障害者福祉係 72-2125 (受付 平日午前8時30分～午後5時)